

審議項目 2 関係資料

(地方行政のデジタル化関係の論点整理)

＜論点整理のテーマ構成＞

1. 地方自治とデジタル化の関係

2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化

3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化

4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化

5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能

6. 国と地方公共団体の情報共有

7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ

8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方自治とデジタル化の関係について

【論点】

- デジタル・トランスフォーメーションの進展が地域社会や地方行政に与える影響を踏まえ、地方自治とデジタル化の関係性についてどう考えるか。

【主な意見】

- デジタル技術の活用は、人口減少やこれに伴い地域社会が直面している交通、医療、教育等様々な面で顕在化している課題を解決し、住民が場所、年齢、性別等にかかわらず、ライフコースやニーズに応じて安心して快適な暮らしを営むことができる地域社会の実現につながる可能性がある。
- DXの進展によって、地域間格差が広がり、さらなる一極集中を生まないようにするため、全国どの住民であっても標準的なサービスが享受できることが求められるのではないか。国も地方公共団体も、デジタル化が進む様々なサービスへの住民のユニバーサルアクセスの確保を担っているのではないか。
- 現在は、地方自治法の制定時に比べ、圧倒的にデジタル化が進んでおり、事務の負担軽減や効率化・合理化が進み、ひいては人口減少や高齢化による人員不足の解消にもつながるものと考えられることから、まずは、その手続は国が統一化し、大胆に簡素化・デジタル化をすることに意味があるのではないか。
- DX施策の推進にあたっては、地方が国に協力するのではなく、国が地方に協力する、という原則を地方自治法に明記することや、DX施策が自治体の自主性・自立性を妨げていないかどうかの影響評価の仕組みが考えられないか。
- 国による共通基盤の整備は、住民に身近な行政を担う地方公共団体の自主性を確保するためのものであることが求められるとともに、国による統一的な対応、標準化、共通基盤の活用等を進めるに当たっては、地方公共団体の事務処理の実態を把握し、その意見を丁寧に反映させることが求められるのではないか。
- DXの進展は、住民のコミュニティへの参加や自らの手による地域の課題解決を促すなど、住民自治をサポートする側面があり、将来世代が地方行政・地方政治に対する関心を高める機会にもなるのではないか。
- デジタルという分野固有の国と地方の関係、国の地方への関与のあり方の特質がある。何がデジタル固有なのか、そして、なぜデジタルだと国と地方の関係が特殊なものになるのかという説明が必要。現段階のデジタルと、将来、我々がデジタルと呼ぶかどうか分からないものが必ずしも同じではない。次のイノベーションの方向を見据えたデジタル固有の国と地方の関係の特性というものについて、一定の整理が必要。
- 国の行政のデジタル化については「デジタル3原則」があると思うが、地方行政のデジタル化については原則のようなものがあるべきではないか。基本的な原則があった上で、集権とのバランスを考える必要があるのではないか。
- 優先的に議論すべきことは、国・地方関係の視点から、制度的に対応しなければならないものがあるかということであり、政策業務の細目のように見えて、そこに自治体の判断が介在すべき内容もあるのではないかということ国・地方関係の観点から慎重に考え留意すべき必要があるのではないか。

『新地方自治制度 詳解』（松本英昭,2000）（抄）

第一章 今回の地方分権改革と新しい地方自治制度

第一節 今日における地方分権改革の意義

二 今日における地方分権改革の必要性

特に戦後の日本国憲法の下において地方自治の必要性については、つとに論じられ、繰り返し主張されてきたところであるが、それらを要約すると、次のようなことであろう。

第一に、地方自治は、民主主義の政治体制の具体化であり、また国民の民主主義の政治体験の場であることから、民主政治の基盤をなすものである（民主政治の基盤、政治行政の民主化への寄与）。

第二に、地域における諸問題・諸課題に対しては、地域自らで判断して対処するのが最も適宜・適確に処理できるし、また効率的かつ能率的である（現地即応性・現地適確性の確保、現地効率性・現地能率性の確保）。

第三に、全国を対象とする中央政府の組織機構及びその運用は、高度に専門分化し、横断的な調整を十分行うことが難しい（“縦割行政”）が、地方公共団体は一定の地域に限られた組織機構及びその運用により活動するものであり、地域の状況に即して総合的に調整し、対処しやすい（総合行政の確保）。

第四に、地域の状況の推移に応じて、新しい政治行政へのニーズに対して先導的に、また試行的に施策を展開できる（施策の先導的・試行的な展開）。

これらのうち、第一から第三までは、いわば“伝統的”ともいえるような地方自治の必要性であり、第四は、多分に経験的に指摘されるようになったのではないかと思われる。

デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会報告書（令和4年3月）（抄）

5. デジタル変革への対応にみる課題分析

(3) 地方自治の機能

(中略)

- これに対し、物理的な制約を受けにくいデジタル技術の性質を踏まえれば、コミュニケーションや意思決定のあり方そのものが変わってしまう可能性があるのではないか、共同体の空間構造や統治のあり方そのものに変化が生じ、地域で暮らしている住民を基礎にした地方自治の有り様を大きく変える可能性があるのではないかとの指摘がある。
- また、地域における諸問題・諸課題に対しては、地域自らで判断して対処するのが最も適宜・的確に処理できるし、また効率的であるという点に関して、前述した標準化法の制定や個人情報保護制度の統一、地方公共団体の行う事務の実施における国によるクラウド基盤等の提供、地域の特性に応じた事務処理の必要性が低い現金給付の国による直接実施の可能性などを見れば、施策の効率性や有効性の観点から、国の役割が増大している状況が見られる。
- さらに、将来的には、デジタル技術の進展によって、AI等がデータの収集、分析、共有等に基づくエビデンスに基づき客観的に適切な対応策を導き出すことも可能になるなど、革新的技術、イノベーションの創出によりさらなる根源的な変革をもたらす可能性もあるとの指摘もある。
- 他方で、住民がサイバー空間でなく「地域」という物理空間に存在する以上、そこで生じる地域の課題を解決し、地域における民主的意思決定主体として正統性を持つ地方公共団体や地方自治の必要性はなお不変と考えられる。また、デジタル化が進展したとしても、対人サービスなどの地方公共団体と住民との接点は残り続けることから、そのような機能を担う地方公共団体の必要性は変わらないとも考えられる。むしろ、住民による意思決定に関しては、デジタル技術を活用した住民参加の充実につながることも考えられ、デジタル化によって住民意思を的確に反映することが可能となることで、地方公共団体の意思決定の正統性をより高めることとなるとも考えられる。
- さらに、地域ごとに抱える課題は異なり、結果的に課題解決に向けた取組は地域ごとに多様なものとならざるをえないが、こうした取組の多様性や施策の試行的な展開を生み出す仕組みこそ、デジタル時代における地方自治の重要な機能の一つとして捉えることができるのではないかとの指摘もある。
- これについては、デジタル技術の活用により各地方公共団体の多様な取組に係る情報を国が収集・分析の上、地方公共団体にフィードバックすることで、さらに多様な取組が促進されるといった国と地方の協働による好循環への期待に係る意見がある。また、地方公共団体における多様な実践の共有や好事例の横展開は、国によって行われる場合のみならず、デジタル技術によって地方公共団体間で行うことも容易になると考えられる。各地方公共団体間において、他団体の取組を評価しさらなる実践につなげることが進めば、デジタル化によって、どのような取組が地域にとってベストであるかの価値判断を民主的に行う地方自治の意義がより高まるとの意見もある。

1. マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））

(1) マイナンバーによる情報連携

マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報の連携を行うことにより、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票、課税証明書等）の提出省略を可能に

(2) マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能等（ICチップ）を搭載し、官民の様々な用途に利用可能。オンラインでの安全・確実な本人確認が可能に

(3) マイナポータル

① スマホやパソコン等から行政サービスの検索やオンライン申請・届出等が可能

② マイナンバーに対応して行政機関が保有する自己情報の取得等が可能。この自己情報の取得の機能について、民間でも利用できるようAPIで提供

2. デジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号））

※「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号）により「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）を改正したもの（令和元年12月施行）

(1) デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

デジタルファースト（個々の手続・サービスが一環してデジタルで完結する）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則とする

(2) 行政手続のオンライン原則、添付書類の省略

法令に基づく申請等は、オンラインにより行うことができる規定を整備し、オンライン化実施を原則化（地方自治体の条例に基づく申請等は努力義務）行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備

3. 地方公共団体情報システム標準化法（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号））

地方公共団体の基幹業務システムについて、国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求めるもの

4. 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第27号）により改正したもの（地方関係の規定は、令和5年4月1日施行）

団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となり得る、求められる個人情報保護の水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「2000個問題」）等の要請から、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定。

5. その他

デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 等

- 平成11年の住基法改正による住基ネットの整備や平成16年のL G W A Nへの全市区町村接続完了など、情報システム間の必要な情報連携基盤など共通基盤や共通機能については、地方公共団体が共同して広域化や全国共通化を行ってきた。
- その後、平成25年にマイナンバー制度が導入され、番号制度における情報連携のための情報提供ネットワークシステムやマイナポータルなど、国が地方公共団体の事務処理を補完する観点から、国が共通基盤や共通機能を提供する取組みが見られてきた。
- 第32次地方制度調査会では、地方公共団体が人口減少社会において持続可能なサービスを提供するため、地方公共団体に共通する一定の事務に対して情報システムの標準化を進める法制が提言され、制度化されるとともに、20業務について令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できるよう取組が進められている。

主な共通基盤・共通機能の経緯

平成11（1999）年8月 住民基本台帳法改正

平成14（2002）年8月 住民基本台帳ネットワークシステム稼働

平成16（2004）年3月 総合行政ネットワーク（LGWAN）への全市区町村接続完了

平成22（2010）年度 全都道府県・市町村がeLTAXに接続（電子申告）

平成25（2013）年5月 マイナンバー法制定によるマイナンバー制度の導入

・マイナンバー付番開始（平成27（2015）年10月）

・マイナンバーカード交付開始（平成28（2016）年1月）

・情報連携（情報提供ネットワークシステム・マイナポータル）の本格稼働（平成29（2017）年11月）

令和元（2019）年10月 全団体にeLTAXの電子納税開始

令和2（2020）年6月 第32次地方制度調査会答申で標準化法制定の提言

令和3（2021）年5月 デジタル改革関連法成立（デジタル庁設置法、個人情報保護法改正等）

令和3（2021）年9月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律施行

↳

令和7年度末 ガバメントクラウドの稼働（標準化対象事務（20業務）の標準準拠システムへの移行）

国と地方の役割分担の原則と、地方公共団体におけるデジタル化の経緯

国と地方の役割分担の原則

- 現在の**国と地方公共団体の作用法上の事務配分**は、**地方自治法第1条の2の基準に沿って判断**をし、その上で、地方公共団体の事務については、**国等の関与を必要最小限度とする**という考え方が取られている。

(参考) 地方自治法

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

地方公共団体におけるデジタル化の経緯

- そのような前提の下で、**地方公共団体における情報システムの利用**は、昭和30年代半ばから都市部の地方公共団体を中心に電子計算機が導入されたことを始めとし、**各地方公共団体におけるそれぞれの事務処理の効率化等の取組として始まった**ところ、平成11年の住基法改正による住基ネットの整備や平成16年のLGWANへの全市区町村接続完了など、情報システムにおいて必要な情報連携基盤などの**共通基盤や共通機能**については、**地方公共団体が共同して広域化や全国共通化を行ってきた**。
- その後、平成25年にマイナンバー制度が導入され、番号制度における情報連携のための情報提供ネットワークシステムやマイナポータルなど、**国と地方公共団体を通じて、住民の利便性の向上や行政運営の効率化、公正な給付と負担の確保に資する観点から、国が共通基盤や共通機能を提供し、国とともに地方公共団体がその事務を処理するために利用する**という取組みが見られてきた。
- 第32次地制調では、地方公共団体が人口減少社会において持続可能なサービスを提供するため、**地方公共団体に共通する一定の事務に対して情報システムの標準化を進める法制が提言され、制度化される**とともに、現在、標準化対象の20業務について、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行できるよう取組が進められている。

地方自治とデジタル化の関係について

【考え方】

- デジタル技術には、物理的な制約を受けにくく、規模拡大による限界費用がゼロに近いという性質があるため、統一化・集約化・大規模化が指向される傾向にあり、民間部門、公共部門にかかわらず、コミュニケーションや意思決定、サービス提供のあり方に大きな変化をもたらしている。その意味で、デジタル化の進展は、地方自治のあり方や、国・都道府県・市町村の間の関係性に大きな影響を与える可能性があるのではないか。
- 他方で、デジタル化が進展した場合でも、情報が流通するバーチャル空間と、人が人にサービスを提供する現実社会との接点は必要不可欠であり、公共部門における接点の大部分の役割は、引き続き地方公共団体が担っていくのではないか。
- また、デジタル化には、住民のコミュニティへの参加や自らの手による地域の課題解決を促すなど、住民自治をサポートする側面もあり、将来を担う世代の地方行政・地方政治に対する関心を高め、参加を促し、住民自治を高める機会にもなるのではないか。
- 地方公共団体にとっても、今後、人口減少が更に進むことが確実な中で、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げる観点から、デジタル化を通じ、業務の効率化や利便性の向上といった点で大きな効果が期待されるのではないか。
- その際、国・地方を通じた最適化の観点から、国も積極的に関わる形で更なるデジタル技術の活用を図る必要があると考えられるのではないか。他方で、このことは、自主性・自律性を重視する地方自治と、どのようにして両立させるかが課題となるのではないか。
- この点に関し、国の役割は、あくまで、住民に身近な行政を担う地方公共団体の役割を下支えし、地方自治の発展に資するべきものとの視点が重要なのではないか。
- そのため、例えば、国が地方公共団体の担う事務に関しデジタル技術を活用した施策を立案する場合には、国は地方の事務実態や意見を十分把握し、地方と協力して行うことが求められるのではないか。また、標準化・共通化や規模拡大に係る範囲、手法や規律を、各行政分野の施策展開の自由度に応じて設定することにより、取組の多様性や施策の試行的な展開を生み出す仕組みを維持しつつ、即時共有や効率化といったデジタル化のメリットを享受できるようにすることが必要なのではないか。
- 国が有するデジタル技術が常に最先端であり地方公共団体にとっても最適であり続けるとは限らないため、地域の先駆的・革新的な技術や、ユーザーサイドのニーズを反映し、惹起するような仕組みとともに、地方での様々な試みが横展開される、あるいは国の制度として扱われるようになるという道筋も可能にしていくことが必要なのではないか。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方自治とデジタル化の関係
- 2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化**
3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
6. 国と地方公共団体の情報共有
7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ
8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化について

【論点】

- 住民が地方公共団体に対して行う行政手続に関し、デジタル技術を積極的に活用することの意義とその方策について、どう考えるか。
- 行政手続におけるデジタル技術の活用によって、今後の地方公共団体と住民との接点（フロントヤード、窓口）やその業務の在り方について、どう考えるか。

【主な意見】

- 「書かない」申請、データによる手続対応への移行を地方公共団体全体で進めていくことは非常に重要であり、対面申請の中にリモート窓口も含めて「対面」と整理されているのも道筋が一本化しており、徹底して進めていく必要があるのではないか。
- フロントヤードに関するデジタル化によって、例えば、住民が、それぞれの窓口で受けたサービスについて、いつ・どこで・どうやって受けたかが分かるようになったり、そのことによって、プッシュ型でサービスをお勧めすることができるようになるなど、住民サービスをいわば面的に捉えて行えることが、目指すべきところだと思われる。住民の視点、住民の利便性の向上の観点から、窓口のあり方が変わるこの意味を表現することも必要ではないか。
- 「書かない」申請を追求して行政手続の利便性を向上させることも重要だが、窓口を真に必要としている人たちは誰なのかという視点は必要なのではないか。窓口に来なくなった場合に、困難を抱えていて支援が必要な人をどうやって判断するのか、どのタイミングで誰が手を差し伸べるかなど、従来、対面で捕捉できていた情報や繊細な状況判断について「書かない窓口」でどのように対応していくのか考える必要があるのではないか。また、窓口に行くことにネガティブなイメージが生じないように、表現を工夫した方がよいのではないか。
- 国と地方公共団体でやりとりして連続的に行政手続を行うような場合、一連の行政手続をどうデジタル化で合理化していくか考えると、地方のシステムとの接続など国の業務システム側の対応も重要ではないか。
- デジタル化は、住民の利便性を向上させる契機になる。誰一人取り残されない社会を目指すため、住民視点・利用者視点で、UI・UXに配慮した分かりやすい行政手続・サービスを実現するオンライン化が求められる。また、データの利活用等により、住民一人ひとりの状況等に応じて、地方公共団体がきめ細かいサービスを低廉なコストで提供できる可能性があり、地方公共団体が現実社会とデジタル世界との結節点の役割を果たすようになる。

○ 地方公共団体におけるフロントヤード（窓口）改革は、住民に「行かせない」「迷わせない」「待たせない」「書かせない」ことを目的に、その実現方法は、デジタル技術の活用によるものから、職員の対応に工夫を加えているものまで多様となっている。



- 人口減少・少子高齢化、DXやGXへの対応、SDGsの実現、過疎地域や離島など条件不利地域対策等の課題に地方は直面。
- 全国津々浦々の地域の課題に的確に対応し、公の使命として、**全国どこでも、活力ある多様な地域社会を実現**するには、**持続可能な地方行財政基盤の確立**を図ることが重要。このため、**必要な一般財源総額を確保**するとともに、以下の3つの柱に基づく取組を推進。

1. 地域におけるDXの推進

2. 地域で活躍する人材の充実・地域活性化

3. 安全・安心な暮らしの実現

1. 地域におけるDXの推進

自治体行政におけるDXの推進

- **住民目線に立った創意工夫によるフロントヤードの改革**（オンライン申請、ワンストップ窓口、マイナンバーカードの利活用等）を通じた**住民サービスの利便性の向上、効果的・効率的な行政事務の推進**。
- 創意工夫を要する業務等へのシフトによる**人的資源の最適配分**やデータドリブンの意思決定による**政策立案の向上**。

住民との接点（フロントヤード）の改革

オンライン申請の推進・強化

- ・ 転出届のオンライン化などマイナポータルへの利活用拡大
- ・ 地方税の電子納付（eLTAX、統一QRコード）地方税以外の公金への拡大

多様な窓口の実現

- ・ 書かない窓口
- ・ リモート窓口
- ・ ワンストップ窓口

マイナンバーカードの利活用の推進

- ・ 救急業務の迅速化
- ・ 避難所受付における利用
- ・ 地域公共交通における利用

住民目線に立った
創意工夫による
行政サービスの充実・深化

対人業務

- きめ細やかな対応
- ✓ 相談窓口
- ✓ アウトリーチ

人的資源の
最適配分

創意工夫を要する業務

- データドリブンの行政経営
- ✓ 企画立案
- ✓ 意思決定

データ連携

- ✓ 独自施策アプリの共同利用や自治体間連携への環境整備

内部事務（バックヤード）

- フロントヤード改革を支える内部事務のシステム整備
- ✓ 基幹業務システムの標準化・共通化
- ✓ AI・RPAの活用

各種データ等の収集

- ✓ 基幹業務のデータ
- ✓ 各種統計データ
- ✓ 各業務分野のデータ

抽出

統計データなど
様々なデータを
利活用した分析

- ✓ BIツール
- ✓ AI

地域社会におけるDXの推進

- 事業着手・計画策定から定着・浸透まで一貫した支援による**自治体への伴走型支援の強化**により、地域課題の解決に資する**ローカル5G等を活用したデジタル実装を全国的に展開**。

✓ 医療



マイナンバーカードを利用した医療・介護施設での患者データ確認、カードの共通診察券化（高知県宿毛市）

✓ 自動運転



高精細映像のリアルタイム伝送による自動運転バスの安全性向上（群馬県）

✓ ドローン



買い物弱者支援のためのドローンを活用した物流システムの構築（長野県伊那市）

住民に密着した
様々な政策分野における
地域社会課題の解決

✓ 保育

マイナンバーカードにより園児の登降園を管理（高知県宿毛市）



✓ 観光（自治体間連携）

多言語翻訳AIチャットボットを活用した外国人への情報発信強化（北海道蘭越町・ニセコ町・倶知安町）

✓ 郵便局

郵便局における地域MaaSの支援（群馬県前橋市）



自治体間連携や多様な主体との連携を促進

デジタル人材の確保・育成の推進

- 専門アドバイザーの派遣、都道府県による市町村支援の強化、民間企業と連携した伴走支援による**高度専門人材等の確保**
- **DX推進リーダー**（庁内の中核を担う職員）の**育成**

デジタルインフラ整備の推進

- **改訂版デジタル田園都市国家インフラ整備計画に基づきインフラ整備を促進**（光ファイバ・5G、データセンター/海底ケーブル等）
- **NTN**（非地上系ネットワーク）**関連技術等のBeyond5Gの研究開発**を新基金により加速化

コンセプト

① マイナンバーカードの活用で
住民との接点の多様化
・充実化 (オムニチャネル化※)

② 紙ではなくデータ対応

③ 庁舎空間は、
単なる手続きの場所から
多様な主体との協働の場へ

※リアルからオンラインまであらゆるチャネルを相互に融合し、境目なく運用すること

イメージ ~各自治体の実情に応じた創意工夫で、新しいフロントヤード（住民と自治体の接点）を~

A 自宅で



- ・来庁せずにオンラインで手続き完結
- ・来庁したい時も自宅で簡単予約

i 自宅で予約

ii スマホからオンライン申請



- ✓ 困った時はチャット (有人・ボット)で相談
- ✓ マイナンバーカードで本人確認



B 近場で

リモート窓口を活用し、
行政手続き(オンライン申請)をサポート
本庁職員とリモート相談も



郵便局



公民館

C 庁舎で



住民スペースの拡大

住民が集う協働の場
行きたい場所へ

- ✓ 手続きのための記載台・専用カウンターを削減
- ✓ 業務の効率化・人的配置の最適化により、職員の時間を確保
- 相談・交流や企画立案などきめ細やかな対応へ



紙ではなくデータ対応
(対面でもタブレット活用)

データ処理のための バックヤードは集約化

処理状況をデータで見える化
・BIツールで分析

データに基づく改善
(データドリブンな行政運営)



D 自治体と住民との接点の充実化

マイナンバーカードの更なる利活用シーンの拡大



(例)・避難所受付における利用
・地域公共交通における利用 14

地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化について

【考え方】

- 現在、自治体DX推進計画等により、地方公共団体における子育て・介護・被災者支援分野等を中心にオンライン手続を可能にする取組が進められ、特に国が運営するマイナポータルは、地方公共団体の共通ネットワークであるLGWANとの接続や電子申請の受付等の機能が実装され、転出届のオンライン化等にも活用されている。また地方税共同機構が運営管理するeLTAXも、地方税の電子申告や電子納付に活用されている。
- 他方、地方公共団体においても、少子高齢化が進み、行政資源が制約される中で、住民の利便性の維持・向上のため、各種行政手続などの住民との接点（フロントヤード、窓口）について、「行かせない」「迷わせない」「待たせない」「書かせない」ことを目的としたフロントヤードの改革に取り組みつつある。
これらの取組をさらに推進することが求められるとともに、今後の地方公共団体の手続は、対面による紙の申請等を原則とするものから、①非対面のオンラインによることを原則とするものにシフトし、②非対面のオンライン手続では対応が難しい住民の方に対して対面で手続等を行う場合であっても、極力「書かない」ことを基本とすることが求められるのではないかと。
- このような取組を推進することで、ほぼ全ての手続を直接「データ」で対応することが可能となり、
 - ・窓口職員は、システム（必要な手続をガイドする機能等）を活用して複数の手続のワンストップ対応をしやすくなり、またシステムのログを取ることで処理時間を計測し業務改善につなげることができるのではないかと。
 - ・職員を窓口業務から、政策の企画立案や官民のコーディネート、より手を差し伸べるべき方への相談業務やプッシュ型のサービス提供など、各団体が考えるより高付加価値の業務にシフトすることができるのではないかと。
 - ・庁舎における窓口手続用スペースを減らせるとともに、デジタルに不慣れな住民の方を含め、ワンストップ窓口での迅速な対応や丁寧な相談対応が受けられるようになるのではないかと。
 - ・基幹業務システムの標準化をはじめとした内部事務（バックヤード）に係るデジタル化と併せ、デジタル技術を活用し、住民目線に立った創意工夫によるサービスの充実・進化につなげられるのではないかと。
- 以上の取組において、マイナンバーカードは、オンラインでも対面でも確実な本人確認ができる重要なツールとなるのではないかと。

＜論点整理のテーマ構成＞

1. 地方自治とデジタル化の関係
2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
- 3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化**
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
6. 国と地方公共団体の情報共有
7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ
8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化

【論点】

- 基幹業務システムの標準化・共通化には、各地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係る人的・財政的負担を軽減するという意義があり、これを着実に進めるとともに、その上で標準化対象事務の追加を含めた更なる内部事務のデジタル化を進め、業務の効率化を図ることについてどのように考えるか。

【主な意見】

- デジタル化の進展が、事務手続きの負担軽減、処理の効率化・合理化に寄与するとともに、人口減少や高齢化による人員不足の解消に貢献するのではないか。
- システム標準化について、20業務以外にも広げていくことが起こるのかどうか。起こる場合に、20業務と同じようなプロセスを時間をかけて行っていくのかどうか。基本原則を考えていく必要があるのではないか。
- フロントヤード、バックヤードにかかわらず、標準化する部分に関しては国がどんどん進めていいと思うが、システムの標準化の推進とともに、各地方公共団体が独自施策として創意工夫して行う部分に対しても、リソース面では国が支援した方がよいのではないか。
- デジタル技術の進展に対応してスピーディにアップデートをしていくことができる運用をつくっていくのが重要ではないか。
- 独自アプリを標準準拠システムに格上げし、全国展開ということもあり得るのではないか。その際、格上げするに当たり、先行者が損をしない仕組みも必要ではないかと思うが、レギュレーションの策定等、何らかのこのことを想定した動きはあるのか。
- 標準システムの導入後、システムのライフサイクルに応じたアップデートについて、地方公共団体向けのガイドラインが必要かどうか。必要な場合に、それは国が示すのか、広域自治体に任せたほうがよいかについて考えることが必要になるのではないか。

標準化法：「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（令和3年9月施行）

標準化法制定前

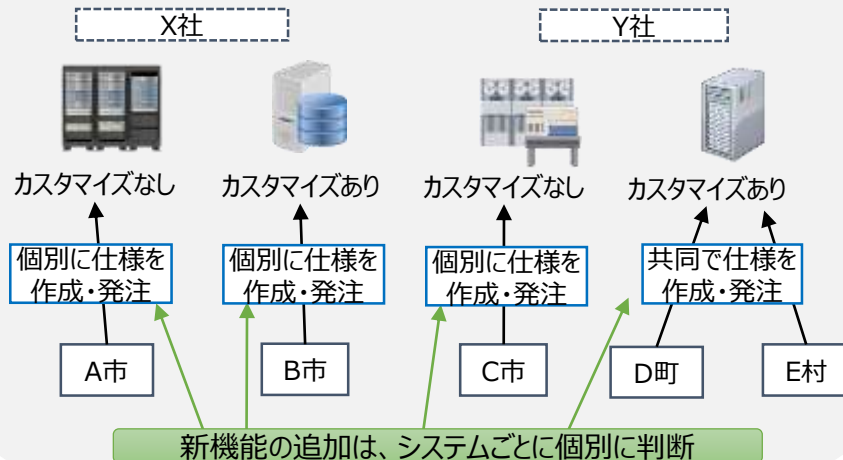
地方公共団体ごとに情報システムを調達し、カスタマイズが行われている

- ・ 維持管理や制度改正時の改修等において**個別対応を余儀なくされ、負担が大きい**
- ・ 情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
- ・ 住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**

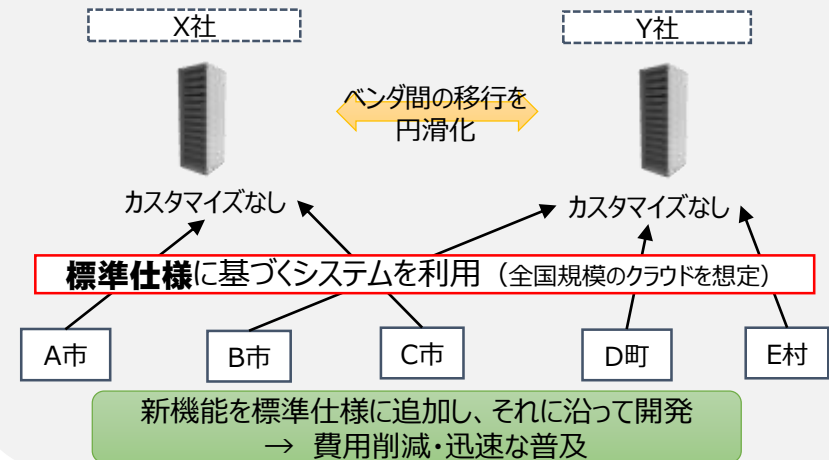
標準化法制定後

- ・ 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、**標準化の対象となる事務（※1）を特定**
- ・ 地方公共団体が標準化対象の事務処理に利用する**情報システムは、標準化のための基準に適合することが必要（※2）**
- ・ 標準化対象業務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、標準化対象業務以外の事務を処理するために**必要な最小限度の追加等が可能**

<現状>



<標準化後>



※1 **20業務**（児童手当、子ども・子育て支援、住民記録、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当）

※2 **令和7年度までに、基準に適合した情報システム（標準準拠システム）への円滑な移行を目指す**

地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化

【考え方】

- 現在、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民基本台帳事務や税務事務など20業務を標準化対象事務とし、令和7年度の標準準拠システムへの移行を目指して作業が進められている。
この取組は、地方公共団体の情報システムにおいて、維持管理や制度改正時の改修等の負担軽減やクラウドサービスの利用の円滑化を促し、ベンダロックインを回避して競争環境を確保するとともに、標準準拠システムの導入に当たり業務フローを見直すなど業務改革（BPR）に取り組むことで、地方公共団体の内部事務に係る人的・財政的負担の軽減を図るものであるが、同時に、対象業務に係るオンライン申請等を標準仕様に盛り込むことで、フロントヤードのデジタル化を全国に普及させることが可能となるなど、地方行政のデジタル化を推進する重要な契機になるのではないかと。
- 標準化によって基幹業務システムのデータ形式が統一されるといった成果を基にして、これまで各地方公共団体が個別に対応していた、クラウドサービスやネットワーク技術の利用、文字情報などが、地方公共団体間あるいは国と地方公共団体間の共通基盤等として提供しやすくなり、更なる住民サービスの向上や行政運営の効率化に繋げることができるのではないかと。
- 現在の20業務は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さい業務であるが、今後、地方公共団体の内部事務の更なるデジタル化に向けて標準化対象事務の拡大を検討する場合には、現在の20業務と同様の性質の事務があれば、相対的に地方公共団体の自由度が高い事務も想定される。こうした場合、相対的に自由度が高い事務に関しては国が示すシステム標準仕様の規律密度を低くするなど、事務の性質に応じた対応を考える必要があるのではないかと。
- 標準化の取組みにおいては、標準仕様書の作成段階から地方公共団体の意見を頻繁に聞きながら取組が進められてきている。今後、標準準拠システムに移行した後の運用の段階においても、同様に地方公共団体の意見を丁寧に聞く必要があるのではないかと。また、仮に標準化対象事務を追加する場合においても、追加する段階を含む初期の段階から、地方公共団体の意見を丁寧に聞く必要があるのではないかと。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方自治とデジタル化の関係
2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
- 4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化**
5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
6. 国と地方公共団体の情報共有
7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ
8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方公共団体の意思決定に係るデジタル化について

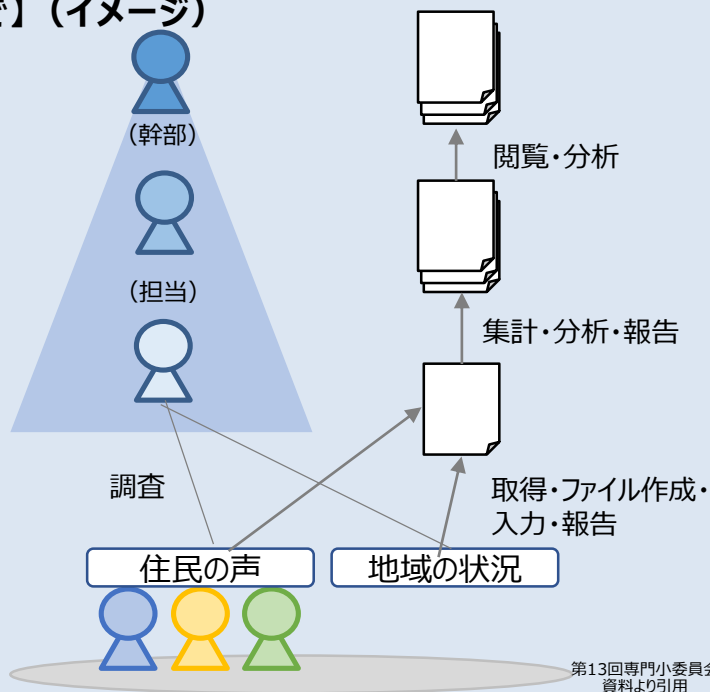
【論点】

- 地方公共団体の意思決定において、データを発生源から取得して意思決定に用いたり、住民のニーズをデジタル技術の活用によりきめ細かに把握していくことの意義とその方策について、どう考えるか。

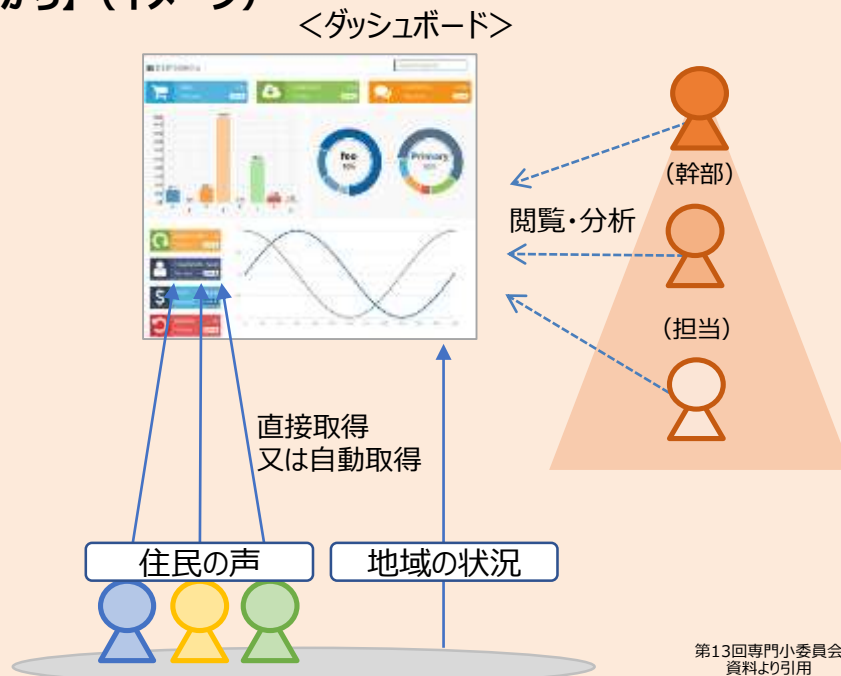
【主な意見】

- 地方議会自身も、直接住民とデジタルツールでつながっていくことが、真の意味でデジタルテクノロジーで住民自治、地方自治を強化していく基盤となっていくのではないかと。
- 例えば様々なNPOの参画がデジタル化によって進展するなど、第32次地制調においても指摘したように、公共私連携に地方行政のデジタル化が役立つ部分があるのではないかと。また、アカデミアの参画など、データドリブンな行政改善に外部の知見を利用することができるのではないかと。その際の、データの外部提供・共有などの規律を考える必要があるのではないかと。
- デジタルツールを使った意思決定に地方議会がどのように関わるかは重要な課題ではないかと。一定の判断が含まれるような利用の仕方に対して、常にそれが完全ではないことを念頭に置いておくことで、活用する側が萎縮してしまわないようにすることができるのではないかと。その上で、AIによる判断の妥当性を何らかの形でチェックしていく必要があるのではないかと。

【これまで】(イメージ)



【これから】(イメージ)



- 地方公共団体のChatGPT等の生成AIの業務利用については、「ChatGPT等の生成AIの業務利用について(令和5年5月8日事務連絡)」において、政府機関の業務利用に関する申合せ(令和5年5月8日デジタル社会推進会議幹事会)の内容を周知するとともに、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においても、生成AIを含む外部サービスの利用について、政府機関の基準と同様の対応を求めている旨を周知。

○ChatGPT等の生成AIの業務利用について(令和5年5月8日事務連絡)(抄)

(略) AIに限らず、一般的に新しい技術については、開発の振興、利活用の推進、適切な規制、三つの観点のいずれも重要です。その上で、行政分野での利活用を推進するには、機密情報の取扱い、個人情報や著作権の保護といった課題が指摘されている中、その利活用の仕方によってはリスクが生じることもあるため、これらを踏まえて適切なルールを検討することが重要です。

本日、関係省庁における対応について、デジタル社会推進会議幹事会により「ChatGPT等の生成AIの業務利用に関する申合せ(令和5年5月8日)」のとおり申合せがされましたので周知いたします。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)」においても、外部サービスの利用について「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)」と同様の対応を求めているところです。別添1及び2の事項について確認いただき、情報セキュリティ対策に万全を期されるようお願いいたします。(略)

○地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和5年3月版)(総務省)(抄)

8.2 外部サービスの利用(機密性2以上の情報を取り扱う場合)

(略) なお、事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス(ただし、電気通信サービスや郵便、運送サービス等は除く)では、セキュリティ対策やデータの取扱いなどについて自組織への特別な扱いを求めることができない場合が多く、機密性2以上の情報を取り扱う上で必要十分なセキュリティ要件を満たすことが一般的に困難であることから、原則として機密性2以上の情報を取り扱うことはできない。

8.3 外部サービスの利用(機密性2以上の情報を取り扱わない場合)

(1) 外部サービスの利用に係る規定の整備 統括情報セキュリティ責任者は、以下を含む外部サービス(機密性2以上の情報を取り扱わない場合)の利用に関する規定を整備すること。

(ア) 外部サービスを利用可能な業務の範囲 (イ) 外部サービスの利用申請の許可権限者と利用手続 (ウ) 外部サービス管理者の指名と外部サービスの利用状況の管理 (エ) 外部サービスの利用の運用手順

(2) 外部サービスの利用における対策の実施

① 職員等は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で機密性2以上の情報を取り扱わない場合の外部サービスの利用を申請すること。また、承認時に指名された外部サービス管理者は、当該外部サービスの利用において適切な措置を講ずること。

② 情報セキュリティ責任者は、職員等による外部サービスの利用申請を審査し、利用の可否を決定すること。また、承認した外部サービスを記録すること。

地方公共団体の意思決定に係るデジタル化について

【考え方】

- データ分析ツールやA Iを含めたデジタル技術の活用により、地方公共団体においては、基幹業務システムのデータ解析による窓口業務の改善、道路管理や課税客体の把握といった業務の効率化、地域の多様な意見の集約等の取組みが始まっている。
 今後は、地方公共団体は、データを発生源から直接取得又は自動取得し、これらのデジタル技術を活用することにより、勘と経験に頼りがちであった意思決定から、データによりこれまで顕在化しなかった事実を含め課題を発見し、適切な意思決定に繋げて行くなど、データに基づく意思決定や行政経営に変容していくことになるのではないかと。
- その場合、アカデミアを含めた外部知見の利用も可能になる一方で、データの外部提供や共有にあたっての規律を考慮して行く必要があるか。特に、生成A Iなどの外部サービスの業務上の利用に当たっては、情報セキュリティ面のリスクへの対応に万全を期した上で、地方公共団体の意思決定に影響する分野において活用する際には、先行団体における議論も参考にしながら、適用する分野や手法について、あらかじめ十分検討することが重要となるのではないかと。
- 住民は、デジタル技術を活用して、地方公共団体と直接やりとりをすることで、地域の課題解決への参加意識を高めることにつながるのではないかと。また、地方公共団体は、住民の多様なニーズをきめ細やかに把握し、意思決定に活かしていくことが可能となるのではないかと。このことは、地方議会の役割を含め、住民自治、地方自治を強化していく基盤となっていくのではないかと。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方自治とデジタル化の関係
2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. **国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能**
6. 国と地方公共団体の情報共有
7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ
8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能について

【論点】

- 地方公共団体が共通して利用するものについては、共通基盤等の整備や利活用を更に推進していくべきではないか。
- 国・地方の両方が利用する共通基盤等は、原則として国が提供することとし、それを地方公共団体が利用するという形態について、どう考えるか。

【主な意見】

（地方間における共通基盤・共通機能に関する意見）

- システムの共通化など地方行政のデジタル化の全体の中で、都道府県と指定都市も含めた市町村間の補完関係、協力関係や、市町村間の水平的な連携といった地方公共団体相互間の連携・協力がどういった役割を果たすのかを整理する必要があるのではないかと。
- 将来的に人材等の不足など資源が制約されていく状況になったときに、デジタルを活用して工夫している地方公共団体の取組がベストプラクティスとして、他の地方公共団体が乗っていく可能性もあるなど、独自施策も地方公共団体相互間の連携の対象となってくることがあり得るのではないかと。その際、従来の広域連携は地理的に連続していることが基本だったが、デジタルでの連携は、地域的なものに限らず遠隔地における連携があり得るため、これまでの広域連携施策との関係性も考えていかなければならないのではないかと。
- 情報のオープン化と透明化がデジタル化のメリットであり、協力・共創関係にある地方公共団体同士の情報共有・連携が国が介在しなくてもできたり、国が介在する場合はより大きなデータを分析してサポートしたりする仕組みは考えられないかと。
- 民間企業と異なり、地方公共団体は必ずしも相互に競争的な関係にあるわけではなく、共通性の高い機能・基盤について共通化したり、グッドプラクティスを横展開することで全体的な底上げを図ることは有益ではないかと。
- Digi田甲子園のような水平展開にあたっては、スケジュール感など足並みをそろえて行うことも費用対効果の観点から効率性を損なわないという意味では重要でないかと。また、人口規模や課題の共通性に応じて連携することが有効ではないかと。

【主な意見】

（国・地方間における共通基盤・共通機能に関する意見）

- 共通機能や共通基盤の整備は、「全国的な規模又は全国的な視点に立って行われなければならない施策」として、国が責任を持って対応すべき部分であると考えるが、その際、中央集権的なイメージを持たれないように、国防などの古典的なナショナルな業務とは性質が異なり、地方行政、地方自治を支えるために、国が全国的な規模又は全国的な視点に立って行う業務であり、だからこそ地方公共団体の意見をしっかり聞きながら行うものであるということを明確にしたほうがよいのではないか。
- 今後、デジタル窓口のようなものを通じて、同一法令に基づき、複数の自治体に対して一括で届出を行うことや同一の入力で複数の行政手続きを一括して行うといったことが予想されるが、その際、地方自治の観点からは、自治体の事務との関係で特別の入力項目を求められたときに、地方公共団体において、その入力が必要であることを全体として把握できるよう、国のシステムの設計等の段階で把握できる仕組みが必要なのではないか。
- 独自アプリを標準準拠システムに格上げし、全国展開ということもあり得るのではないか。その際、格上げするに当たり、先行者が損をしない仕組みも必要ではないかと思うが、レギュレーションの策定等、何らかのこのことを想定した動きはあるのか。
- 地方自治法が制定された頃と比べると、圧倒的にデジタル化が進んでおり、事務の負担軽減、処理の効率化・合理化、そして何より人口減少や高齢化による人員不足の解消にも貢献するだろうと期待が持てる。まずはその手続は国が統一化して、大胆に簡素化、デジタル化することに意味があるのではないか。

地方公共団体の情報システムを支える共通基盤・共通機能の例

(1)共通基盤・共通機能の名称		住基ネット	LGWAN	マイナンバー 関連システム (付番、情報提供ネット ワークシステム、マイナ ポータル等)	VRS	〔ガバメント クラウド〕
(2)利用する地方公共団体の事務		本人確認情報の 提供等	地方公共団体 間・地方公共団 体と国との通信	マイナンバー関係 事務	新型コロナ ワクチン接種 記録	標準化対象 事務
(3)提供主体		地方共同 (JLIS)	地方共同 (JLIS)	国・地方	国	国 (予定)
(4) 提供する 機能等	A.ソフトウェアレベル ※地方公共団体が直接利用す るアプリケーションを提供	—	—	△ 一部提供	○ 提供	—
	B.プラットフォームレベル ※地方公共団体のシステムが 利用するアプリケーションの部 品を提供	△ 一部提供	△ 一部提供	○ 提供	○ 提供	△ 一部提供
	C.インフラレベル ※地方公共団体のシステムが利用 するサーバ等のインフラを提供	○ 提供	○ 提供	○ 提供	○ 提供	○ 提供

国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能について

2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（令和2年6月）（抄）

2 地方行政のデジタル化と国の役割

(1) 地方行政のデジタル化について国が果たすべき役割

地方公共団体の事務処理は、画一性よりも自立性や多様性をより尊重し、地域の実情に応じた行政サービスの提供が進められている。このことは、行政の即応性、柔軟性、総合性を増し、住民の期待に応えるとともに、国・地方を通じた行政全体のあり方を再構築し、行政全体の簡素効率化を進めることにつながる。また、サービスの内容だけでなく、それを提供するための業務プロセスや組織のあり方についても、地方公共団体の判断が尊重されている。

他方で、追加的な処理のための費用が低廉であるデジタル技術の特性や官民を通じてICT人材が不足する状況を踏まえれば、地方行政のデジタル化について、組織や地域の枠を越えた連携を様々な形で推進することが求められており、国の果たすべき役割は重要性を増している。

そのため、国には、共通して活用可能な基盤やツールの提供、条件不利地域も含めた地域におけるデジタル化に必要なインフラの整備促進を早急に進めていくことが求められる。このことは、地方公共団体が即応性、柔軟性を求める住民の期待に応え、迅速かつ的確な行政サービスを実現することにも通じる。

(2) 国が果たすべき役割の類型化

国が、地方行政のデジタル化の推進について一定の役割を果たす場合、例えば、国が直接、基盤となる制度や情報システムを提供することから、地方公共団体が情報システムを調達することを前提にその標準化を国が進めること、情報システムの共同利用について財政的支援を行うこと、地方公共団体の求めに応じて専門人材を派遣することまで、様々な手法があるが、地方公共団体の自由度への影響の大きさはそれぞれ異なる。

したがって、地方公共団体の事務の標準化・統一化の必要性や地方公共団体の創意工夫が期待される程度に応じて、国は適切な手法を採るべきである。住民基本台帳や税務など、多くの法定事務におけるデジタル化は、地方公共団体が創意工夫を発揮する余地が比較的小さく、標準化等の必要性が高いため、地方公共団体の情報システムや事務処理の実態を踏まえながら、一定の拘束力のある手法で国が関与することが適当と考えられる。他方、地方公共団体が創意工夫を発揮することが期待され、標準化等の必要性がそれほど高くない事務については、奨励的な手法を採ることが考えられる。

また、国が住民からの情報入手や住民への情報発信に係る様式・データ項目や経路の整備、プラットフォームの提供を行う際には、地方公共団体がこれを活用して自由に様々な行政サービスを提供できるようにすることが必要である。

3 取組の方向性

(1) 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

（中略）

行政手続のデジタル化を進めるに当たっては、それに伴い従来の事務処理を見直す等の課題が生じるが、住民目線に立った利便性向上を第一に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及を図り、国と地方公共団体が協力して行政手続のデジタル化を推進すべきである。なお、国がデジタル化を進めるための基盤を提供する場合には、地方公共団体の情報システム等の実態を踏まえた機能を実装し、さらに必要に応じ機能改善を加えるなど地方公共団体が円滑に利用できるよう配慮すべきである。

(3) AI等の活用

（中略）

また、利用者に対する情報提供等に関して、団体横断的に行われることが望ましい分野については、国が共通プラットフォームを提供し、地方公共団体が柔軟に情報提供等に活用できるようにすることも考えられる。

国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能について

【考え方】

- 地方公共団体における情報システムの利用は、各地方公共団体において、それぞれの事務処理の効率化等の取組として始まったところ、住基ネットの整備やLGWANへの接続など、地方公共団体が共同して全国共通化を行ってきた。その後、マイナンバー制度の導入に伴い情報提供ネットワークシステムやマイナポータルなど、国が共通基盤・共通機能を提供し、国とともに地方公共団体がその事務を処理するために利用する取組が進められてきた。
- 今後、人口減少が更に進むことが確実な中で、地方公共団体がその事務処理に当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにし（地方自治法2条14項）、また、地方自治の意義をより高めていくためには、地方公共団体間で共同して行う取組に加え、国も関わる形で更なるデジタル技術の活用を図る必要があるのではないかな。
- 近年のデジタル技術の進歩により、地方公共団体の情報システムを支える共通基盤や共通機能は、市町村や都道府県の区域を越えて、全国的に整備することが経済合理的であり、かつ、デジタル人材は全国的に不足し、単独の地方公共団体で確保することは困難な状況となっている。このことを踏まえると、こうした共通基盤や共通機能は、国及び地方公共団体の双方が活用するものを中心に「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策」（地方自治法1条の2第2項）として、国が責任を持って提供することが必要となる局面が増えてくるのではないかな。
- 標準化対象の業務システム標準化、共通機能や共通基盤の整備は、業務の効率化や経済合理性の観点と、地方公共団体の役割や創意工夫をした取組を支えるという観点が必要ではないかな。
- 公金収納事務のデジタル化や納付手段のキャッシュレス化を一層推進する上で、eLTAXを公金収納のための共通基盤として利用することを可能とするための制度を国が整備し、全国の地方公共団体が利用することで、住民・事業者の利便性向上や事務処理の効率化・合理化の効果を最大化させることが必要ではないかな。
- 同一法令に基づき各地方公共団体が利用者や事業者を求める申請書式や手続等が、地方公共団体ごとに個々に異なっていることで、地方公共団体の区域をまたいで活動する利用者・事業者の負担になっているとの指摘がある。これらのうち、比較的、標準化・統一化のニーズが高く、かつ、共通部分が多いものについては、地方公共団体の行う事務の実態を十分把握した上で、広域的・全国的な視点にたつて標準化・統一化することが考えられるのではないかな。その上で、地域の実情に応じて必要な部分については、できる限りそれを活かせるような仕組みにする必要があるのではないかな。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方自治とデジタル化の関係
2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
- 6. 国と地方公共団体の情報共有**
7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ
8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

国と地方公共団体の情報共有について

【論点】

- デジタル技術の発展を踏まえ、国及び地方公共団体間で、デジタル技術を活用して即時かつ高頻度に必要な情報共有をより適切・円滑に進めるためには、どのような方策が考えられるか。

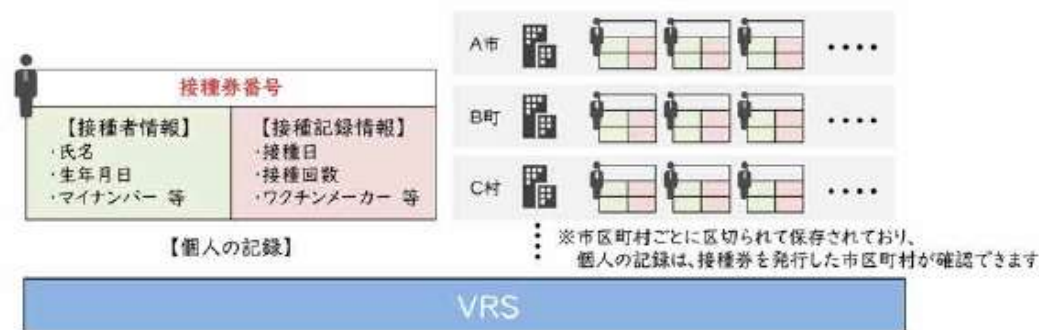
【主な意見】

- 非平時においては、コミュニケーションの体制のみならず、迅速なデータの共有や連携など、データガバナンスの観点の課題も重要ではないか。
- 国と自治体双方が必要な情報を共有していく形式は、地方自治法が規定する、必要になったときに要求する都度方式とは異なるものと考えべき。一方で、単にクラウドにあるから何でも共有すればよいというものではなく、情報の性質によってあらかじめ国と地方で共通アクセス可能な範囲を制度的に切り分けていく必要がある。特に国が統計を作成するために必要な範囲の情報についてはその目的のもとにアクセスすることは許容するといった形で合意を取得しておくことが重要ではないか。
- 自治法245条の4は、クラウドベースの情報共有は想定していないはずで、関与の法定主義の関係で法令上の定めが必要だという場面があるのであれば、一定の対応が必要ではないか。
- クラウドができたからといって、届出義務を無条件に拡げるのがいいのか、地方分権の基本方針に則って1つ1つ必要性を確認する必要があるのではないか。もう一つの論点として、例えば感染症法で医師による届出が規定されていることに代表されるように、手続によっては、届出の主体たる私人に情報提供の義務をさらに課す場面もあるということにも留意する必要があるのではないか。さらに言えば、見れる範囲が広がるのはいいということなのか、個人情報なのか匿名化したらいいのか、普段は見れないようにしておくことに価値があると思うのか、考える必要があるのではないか。

VRS（新型コロナウイルスワクチン接種記録システム）と利用規約

- VRSとは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種にあたり、個人の接種状況を記録するシステムでデジタル庁が提供（2021年4月より運用）。円滑かつ迅速なワクチン接種のため、国が整備。政府が公表している統計情報ダッシュボードや、新型コロナワクチン接種証明書アプリのデータとして活用。
- 国が提供するVRSを地方公共団体が利用するにあたっては、国が定める利用規約に同意することを必ず求めており、利用規約には、国と地方公共団体の責任分界点や個人情報の管理について定めている。

システム概要



- 1) 市区町村が接種者情報を登録
- 2) 接種後に、市区町村・医療機関・企業等が接種券を読み取り
- 3) 接種記録の統計情報を確認



出典)いま知ってほしい ワクチン接種記録システム(内閣官房情報通信(IT)総合戦略室 2021年6月)

利用規約



○新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（令和4年7月1日） （抄）

- 第1条 目的
- 第2条 各主体の契約又は規約上の関係
- 第3条 特定個人情報等の取扱いについて
- 第4条 VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報
- 第5条 VRSにおいて管理する情報の管理方法
- 第6条 デジタル庁の責任
- 第7条 情報到達の責任分界点
- 第8条 通信経路の責任分界点
- 第9条 市区町村の責任
- 第10条 緊急時の措置
- 第11条 その他

国と地方公共団体の情報共有について

【考え方】

- デジタル技術の活用により、データの発生源が、直接、クラウド上のデータベースにデータを記録し、国及び地方公共団体が、あらかじめ決めておいた範囲のデータを、あらかじめ決めておいた参照権限を有する者が参照する方法（＝「クラウドベースの情報共有」）に移行することが技術的に可能となっている。

例えば、地方公共団体のシステム標準化の進捗状況や疑義照会を共有するPMOツールや、全国的なワクチンの供給や効率的な接種証明を実現したワクチン接種記録システム（VRS）、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援支援システム（G-MIS）などは、個々の調査票による照会や回答、集計といった国や地方公共団体等の業務を大幅に合理化・迅速化し、全国レベルの状況把握や施策検討、機関間の情報共有等に成果を上げている。このような仕組みについては、今後様々な分野でニーズがあると思われ、これを適切かつ円滑に進めていく必要があるのではないかと考えられる。

- これに関し、国による地方公共団体の情報の把握や地方公共団体に対する情報提供に関する根拠規定は、地方自治法第245条の4（技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求）があるが、この規定は、国が地方公共団体に対し技術的な助言等を行うため若しくは地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するために、資料の提出を求めることができるとしている。そのため、専ら国側の必要性のみから資料提供を要求することは適当でないと考えられており、また、国及び地方公共団体における行政運営の効率化のための情報共有は想定されていないと考えられる。

- 例えば、VRSでは、当初その実装に際し、個人情報等の取扱いや関係機関の責任範囲等について細かく規約を定め、全国の地方公共団体との間で個別合意をとる必要があったが、今後、これに類似したクラウドベースの情報共有を進める必要性が生じた場合に、同様の個別調整を行うことは、国及び地方公共団体双方にとって、負担が大きいのではないかと考えられる。このため、あらかじめ、一定の要件の下で国及び地方公共団体の間でクラウドベースの情報共有を行えるような仕組みに関する一般的なルールを定めておく必要があるかと考えられる。その際、個人情報等の保護や感染症法等の個別法を前提にした上で、必要なルールを設けることとなるかと考えられる。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方自治とデジタル化の関係
2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
6. 国と地方公共団体の情報共有
7. **地方公共団体におけるサイバーセキュリティ**
8. 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成

地方公共団体におけるサイバーセキュリティについて

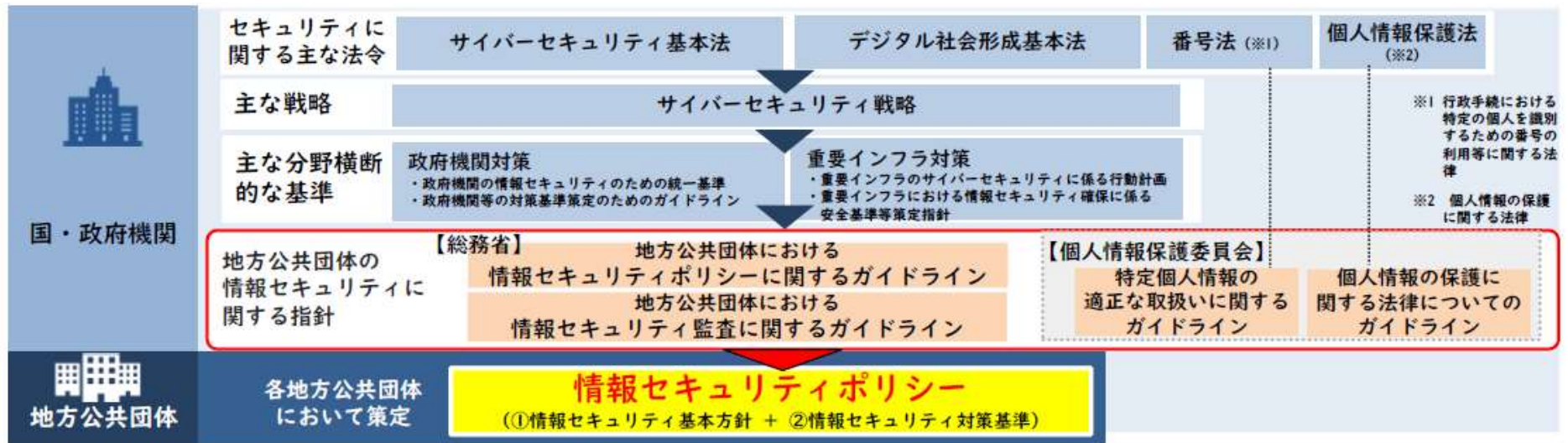
【論点】

- デジタル技術の進展に伴う環境変化と、一の地方公共団体の不適切な利用が、共通基盤等を利用する国及び地方全体の安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高まっていることを踏まえ、地方公共団体における情報セキュリティを確実に確保するためには、どのような方策が考えられるか。

【主な意見】

- ガイドラインを踏まえ、各地方公共団体においてセキュリティポリシーを定めているが、ガバメントクラウドとの関係についてこのような仕組みでよいか、むしろ端的に、国において、全国統一的なセキュリティポリシーを定める部分があり、その外側で、各地方公共団体が定める部分があるといった規律も考えられるのではないか。
- バックヤードのデジタル化の中で情報流出などをしっかり防止しようということかと思うが、各地方公共団体でセキュリティを確保するために相当お金や人手がかかっていると思われる。そのあたりの支援など、国としてガイドラインで技術的助言をするだけで十分なのかについて考える必要があるのではないか。
- デジタルに係る規制は、他の法律の規制以上に、思考枠組みについても規定する要素が強くなっていくため、その結果縛りが想像以上に強く感じられ、活力が削がれることもあろうかと思う。できる限り自治体の創意工夫が生かせるような、しかしセキュリティポリシーをきちんと守らせるようなという、うまい規制のかけ方を考えたほうがいいのではないか。
- セキュリティの確保について、国が水準を設けて管理することは重要だが、セキュリティ水準を独自に高く設置したいと考える自治体が現れた場合、それをよしとするのか。国として独自性を発揮されたら困るというパターンもあるかと思うし、むしろ国がその水準まで引き上げて対応しないといけないうケースもあるかもしれない。独自性を発揮させる必要がないという文脈があるのかどうか、それをどうやって仕分けするのかということを考える必要があるのではないか。
- 地方公共団体全体にセキュリティの責務を課し、その中で部門ごとの固有のセキュリティを課すということを実現したほうが、市民・住民の目線といった観点からも良いのではないか。
- セキュリティポリシーについて統一をすることはいいと思うが、より重要なのはポリシーがどうであろうと事故は起こること。事故対応を行う体制をつくっておく必要がある。単独でインシデント対応ができない自治体のための集団化の仕組みを国が作っておく必要があるのではないか。

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに係る法令等の全体像



①情報セキュリティ基本方針の主な記載事項 (例)

項目	主な内容
目的	地方公共団体が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を策定
定義	基本方針で使用する文言の定義
対象とする脅威	不正アクセス、サイバー攻撃、委託先管理の不備等の脅威を例示
適用範囲	基本方針を適用する部局、対象の情報資産
職員等の遵守義務	情報セキュリティの重要性について認識、ポリシーを遵守
情報セキュリティ対策	脅威から情報資産を保護するための対策
情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するための監査及び自己点検の実施
情報セキュリティポリシーの見直し	情報セキュリティの新たに対策が必要になった場合の情報セキュリティポリシーの見直しの必要性
情報セキュリティ対策基準の策定	基本方針に基づく具体的な遵守事項及び判断基準等を策定
情報セキュリティ実施手順の策定	対策基準に基づく具体的な手順等を策定

②情報セキュリティ対策基準の主な記載事項 (例)

項目	主な内容 ※ガイドラインより抜粋して作成
組織体制	最高情報セキュリティ責任者等の設置
情報資産の分類と管理	機密性・完全性・可用性による分類、情報資産の管理責任・利用・保管・廃棄等
情報システム全体の強靱性の向上	マイナンバー利用事務系の領域分離、L2/L3接続系とインターネット接続系の分割
物理的セキュリティ	サーバ等の管理(例: 機器設置, 冗長化, 保守, 廃棄)、管理区域、通信回線、端末・記録媒体等の管理
人的セキュリティ	職員の遵守事項、研修・訓練、インシデントの報告、ID・PW等の管理
技術的セキュリティ	コンピュータ等の管理(例: ログの管理, 管理記録, バックアップの実施, 無許可ソフトの禁止)、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報収集
運用	情報システムの監視、セキュリティポリシーの遵守状況の確認、侵害時の対応等、例外措置、法令遵守、懲戒処分等
業務委託と外部サービスの利用	業務委託(例: 選定基準, 契約項目, 確認・措置等)、外部サービスの利用(例: 選定基準, 利用承認)
評価・見直し	監査(例: 実施方法, 委託事業者の監査)、自己点検、セキュリティポリシー・規程等の見直し

情報セキュリティ
 ポリシーに基づく
 マネジメント(PDCA)



地方公共団体におけるサイバーセキュリティについて

【考え方】

- 地方公共団体における情報セキュリティに関するインシデントは、現在、サイバー攻撃によるシステム障害から、職員のメール送付時のBCC設定忘れまで、様々なレベル、業務で発生している。
これに対し、現在の地方公共団体の情報セキュリティは、総務省が地方自治法に基づく技術的助言として示している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、各地方公共団体がそれぞれのセキュリティポリシー（方針と対策基準）を定めて確保することとなっている。このため、標準化法に基づく標準準拠システムなど、個別分野で特定の業務やシステムのセキュリティ水準に関する規範を設ける例はあるものの、標準化対象事務となっていない事務を処理するシステムや、通信回線、地方公共団体の組織全体についての情報セキュリティ対策に関する法律上の根拠は設けられていない。
- 他方で、今後は、国・地方公共団体・民間企業・住民のネットワークを通じた相互接続がますます進展することに伴い、一つの地方公共団体のセキュリティ対策の不備や共通基盤等の不適切な利用が、当該地方公共団体内にとどまらず、他の地方公共団体や国の機関等の情報セキュリティにも脅威となり、場合によっては共通基盤や共通機能全体についてもその安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高くなることが予想される。
- 従って、デジタル技術の進展に伴う環境変化と実際のインシデントの発生状況等を踏まえ、地方公共団体の各執行機関が、その事務の処理にあたって情報システムを適切かつ有効に利用することができるよう情報セキュリティ対策の基本的な方針や対策基準を策定し、必要な措置を講じるようにするための法的根拠を明確化することが必要になってきているのではないか。

<論点整理のテーマ構成>

1. 地方自治とデジタル化の関係
2. 地方公共団体と住民との接点（フロントヤード）に係るデジタル化
3. 地方公共団体の内部事務（バックヤード）に係るデジタル化
4. 地方公共団体の意思決定に係るデジタル化
5. 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能
6. 国と地方公共団体の情報共有
7. 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ
8. **地方公共団体のデジタル人材の確保・育成**

地方公共団体のデジタル人材の確保・育成について

【論点】

- 日本全体でデジタル人材が不足する中で、地方公共団体のデジタル化を支える人材について、効率的に確保し、配置するためには、どのような方策が考えられるか。

【主な意見】

- 自らツールを作成できる「高度専門人材」と活用・発注できる「DX推進リーダー」を分けて示していることは極めて的確と考える。行政の観点から適切で合理的な事務の実現と技術的な可能性のバランスを取ることが必要であり、双方について一定の知見を有する人材が仲介役として機能することが求められるのではないか。
- 職員全体に対する底上げが研修だけで十分かは疑問であり、人事管理の中で、特定の職種という形での処遇や、専門性を身につけた職員に対する処遇など、研修以外で対応する工夫が必要ではないか。
- 情報システムの標準化・共通化は、移行期の課題として、物理的に人手が足りない状況であり、大都市圏以外においては移行のためのデジタル人材の確保が困難な現状ではないか。システム移行にかかる費用や人材を手当するための資源を投入したり、ピークの人手を分散して時間をよりかけたりするなど、バッファを持った検討が必要ではないか。
- 人的リソースの確保が公的機関における人材を移すことで対応できる場合とそうでない場合がある。例えば、国と地方のシステム間の連携が進み、共通基盤を利用するようになる中で、大規模なシステム障害が起きたり、同時多発でハッキング被害にあう可能性もある一方、今回のコロナ対応においてもシステム化により自治体の業務が効率化される場面があったところであり、公的機関でシステム人材が不足する場合に民間の協力をいかにして得ていくかという視点もあろうのではないか。
- 地方行政のデジタル化を進めるためには、行政とデジタルの双方の分野に精通した人材が求められるが、そのようなデジタル人材が不足しているのではないか。デジタル人材に求める内容やスキルを明確化・類型化した上で、その人材像に応じて、教育研修機関における教育モデルの標準化が求められるとともに、行政内部における人材の育成・採用、地方間の連携・補完を通じたデジタル人材の確保を図る必要があるのではないか。
- 地方行政のデジタル化に広域自治体である都道府県が果たす役割として、DXへの対応に係る市町村間の格差が拡大しないよう、区域内の市町村間の人材共有を含めた連携・調整や、デジタル化が遅れている小規模市町村の補完・支援などが求められるのではないか。

- 情報システムの標準化・共通化の対応を含め、自治体DX推進計画の計画期間が令和7年度までとされているなど、地方公共団体におけるデジタル化は喫緊の課題。
- デジタル化の取組を進める上では、地方公共団体のデジタル人材確保が必要だが、市町村を中心にデジタル人材確保が進んでいない団体も多く、今後、外部からのデジタル人材の確保、庁内の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成が必要。
- こうした中、都道府県がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援する取組や各地方公共団体で中核を担う職員を指定し集中的に育成する取組を促進するため、以下の措置を講ずる。

①② 地方公共団体におけるデジタル人材の確保（①）・育成（②）に関する地方財政措置の創設

【対象経費】

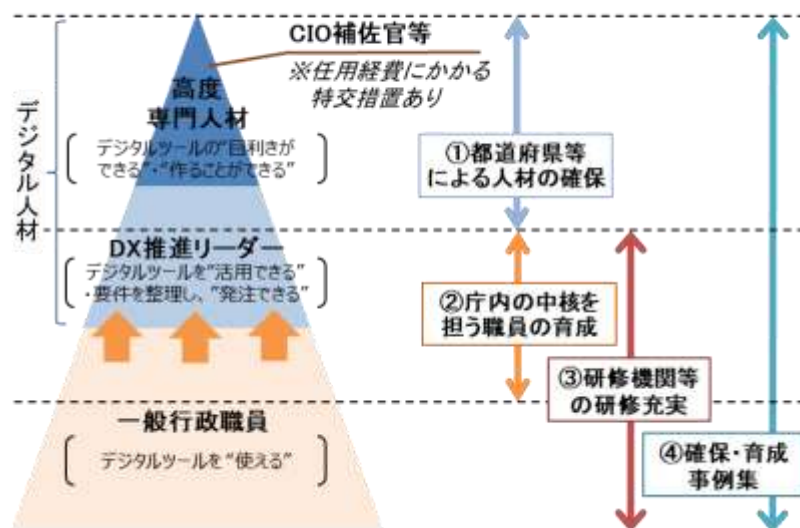
- ① 都道府県等による市町村支援のためのデジタル人材の確保に要する任期付職員・非常勤職員等の人件費、民間事業者への委託費等
※ これらの経費の一部につき市町村の負担金が生じる場合には当該負担金を含む。
- ② 地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員（DX推進リーダー）の育成に係る経費（研修に要する経費、民間講座の受講料等）

【事業期間】 令和7年度まで（自治体DX推進計画の計画期間と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.7）

※ 併せて、市町村が外部のデジタル人材をCIO補佐官等として任用する際の経費に係る特別交付税措置を拡充（措置率0.5→0.7）

<デジタル人材の確保・育成の全体像（イメージ）>



③ 地方公共団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣等

総務省・地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに、地方公共団体におけるDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するとともに、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）・自治大学校・市町村アカデミー・国際文化アカデミーにおける地方公共団体職員向けの研修を充実。

④ その他の地方公共団体向け支援策

「自治体DX推進手順書 参考事例集」をバージョンアップし、「人材確保・育成 参考事例集」等を新たに作成することで、先進団体における人材確保・育成に係る参考事例を横展開。

【考え方】

- 日本全体で官民間問わずデジタル人材が不足し、都市部に偏在する傾向がある中で、全国どこであっても効果的かつ効率的に、デジタル人材の確保・育成をする必要があるのではないか。
- 特に、次に掲げる取組が必要とされているのではないか。
 - ①高度専門人材について、都道府県等がデジタル人材を確保し市町村のデジタル化を支援すること
 - ②都道府県・市町村を問わず、各地方公共団体でDXの中核を担う職員を指定し、DX推進リーダーとして集中的に育成する取組を進めること
 - ③研修機関等の研修を充実化し、各地方公共団体において、職員全体のデジタルリテラシーの底上げを図ること
- 地方公共団体のデジタル人材の確保・育成の動きを加速させるためには、現在取組を進めている支援策の効果を見つつ、先行的に取組を進めている都道府県等の実情を把握しながら、デジタル人材に求められる役割やその役割を果たすために必要なスキルをさらに明確化するなど、都道府県等において実効的にデジタル人材が確保・育成できるよう、対応策を柔軟に講じていくべきではないか。

參考資料

標準化と独自施策の関係（税務システム標準仕様書）

- 自治体独自の課税等について、税務システム標準仕様書においては、標準化対象（超過課税等）については、標準仕様書において機能要件や、パラメータ処理で吸収することとしている。
- 一方、標準化対象外となっている課税（法定外税）については、独自施策アプリを疎結合する形でシステムを構築することとしている。

標準化対象（標準仕様書で対応）

- ・パラメータ処理で吸収
（例）個人住民税における超過課税の処理

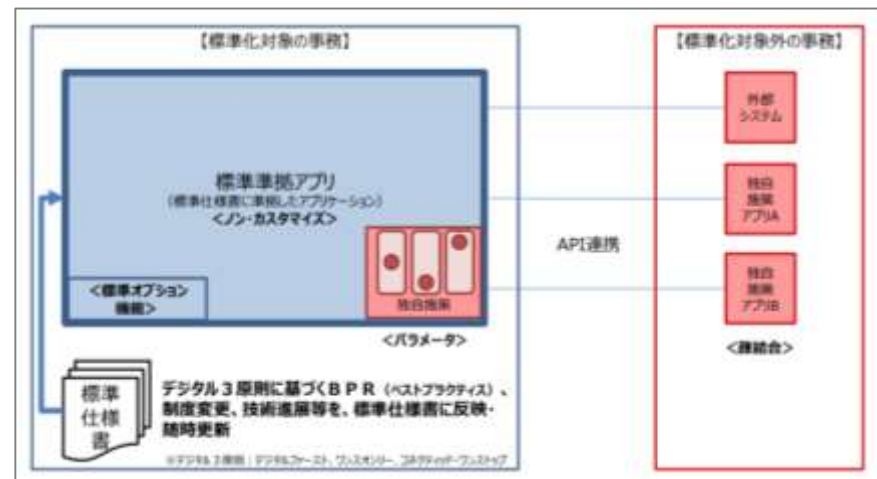
機能ID	機能要件	実装類型
0100304	標準税率とは異なる税率を任意に設定できること。	実装必須機能

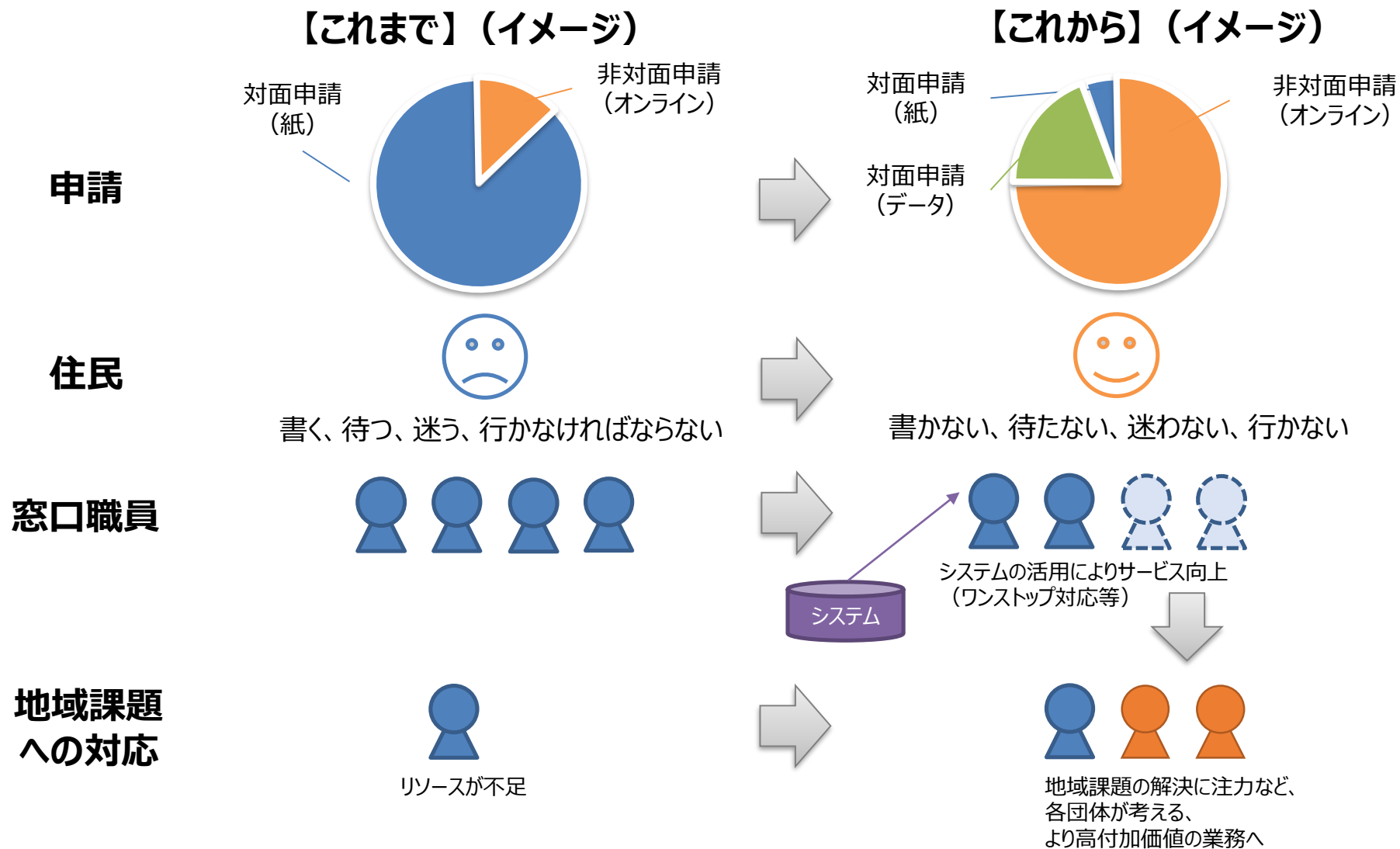
- ・機能要件で吸収
（例）固定資産税における減免の処理

機能ID	機能要件	実装類型
0120234	固定資産税について、減免の種類ごとに減免関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <減免関連情報> ・減免名称 ・減免割合 ・対象資産（土地、家屋、償却資産） ・減免期間	実装必須機能

標準化対象外（独自施策アプリ）

- ・独自施策アプリで対応
（例）法定外税については、各自治体が独自施策アプリとして、税務システムと疎結合で構築





- 地方税以外の公金についても、これまで、コンビニ納付（私人委託制度の活用）、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付（指定納付受託者制度の活用）等、納付手段の拡大を図ってきており、**各地方公共団体の判断により、住民・事業者の利便性向上や団体・指定金融機関等における事務処理の効率化・合理化に取り組んできた。**
- 公金収納事務のデジタル化や、納付手段のキャッシュレス化を一層推進する上で、**全国共通の仕組みとして、地方税以外の公金についても、eLTAXを活用した収納を可能とすべきとの声***がある。

※ 全国銀行協会、日本経済団体連合会 等

取組状況

- デジタル庁及び総務省が立ち上げた各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議において、**eLTAXを活用した公金収納を可能とするための取組方針を令和5年3月に決定。**

【方針の概要】

遅くとも令和8年9月にはeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指し、地方公共団体等の意見を聞きながら、以下の取組を進める。

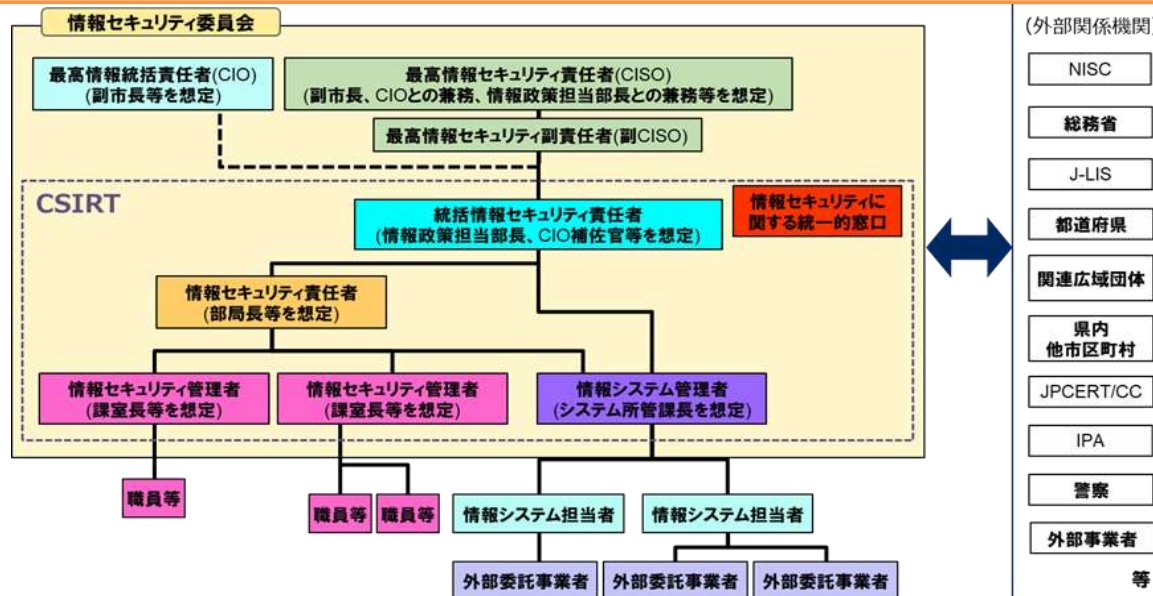
- ① 地方公共団体が、その判断により公金収納を地方税共同機構に行わせることを可能とするため、関係法令を改正。
 - ② 公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものの納付について、地方公共団体が共通の仕組みによりeLTAXを活用できるようにすることを検討。
 - ③ 地方公共団体による公金納付へのeLTAXの活用を促進するために必要な取組を行う。
 - ④ その他、地方税共同機構におけるeLTAXのシステム改修や公金収納を行うための体制整備等、関係府省庁・関係機関等とともに連携・協力を図って公金収納の実現に向けた検討。
- **現在、eLTAXを活用した収納を可能とする公金の範囲等について検討中。**

CSIRT

- CSIRT (Computer Security Incident Response Team) は、セキュリティ上の問題として捉えられる事象であるインシデントが発生した際に対応するチームのこと。脆弱性情報などの収集、インシデント発生時の関係機関との情報共有や連携などを行う。

自治体CSIRT協議会

- 概要
地方公共団体のCSIRTの設置、継続した運営体制の維持及び強化並びに団体間の連携目的として、全都道府県、全市区町村を対象とする組織として「自治体CSIRT協議会」を平成30年（2018年）に設立
- 活動内容
(1) CSIRT設置支援 (2) インシデント訓練 (3) 講習会・セミナー (4) 他CSIRTとの交流

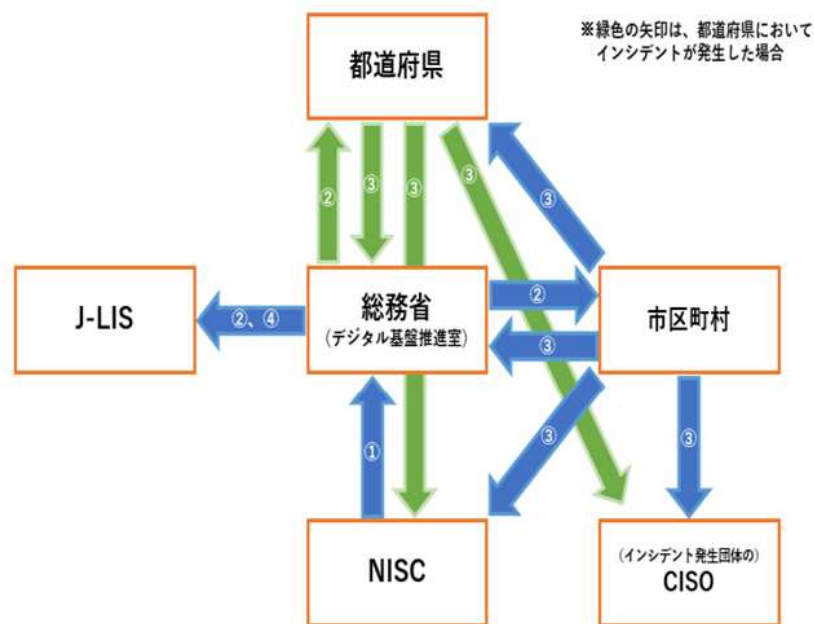


情報システムのセキュリティ確保（地方公共団体におけるインシデント共有体制）

（１）NISCが検知したインシデントの連絡ルート

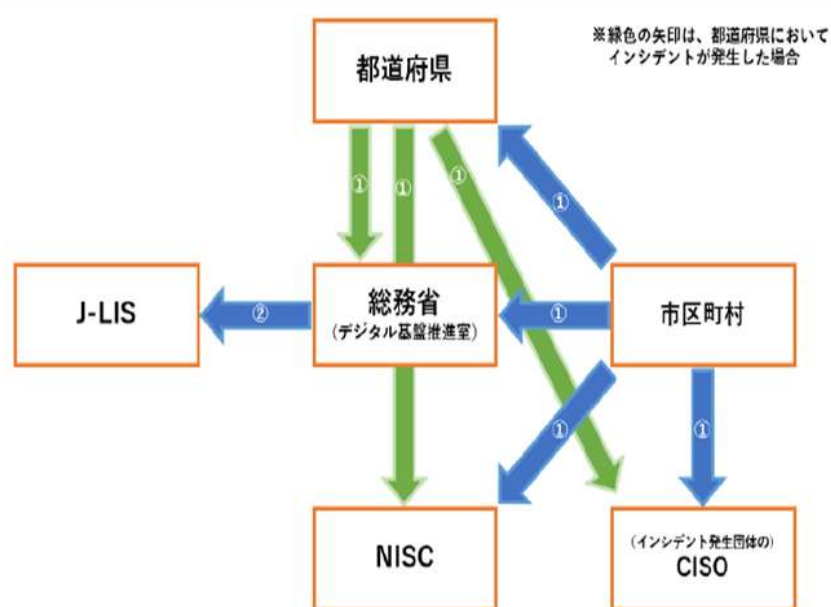
- NISCは、総務省に情報提供を行う。
- 総務省は、インシデントが発生した自治体、当該団体所在の都道府県に情報提供を行う。

※ただし、複数の地方公共団体に影響が及びうる一般的な情報はJ-LISから情報提供を実施。



（２）各地方公共団体が検知したインシデントの連絡ルート

- インシデントが発生した市区町村は、対応状況についてNISC、総務省、都道府県に報告を行う。
- 総務省は、J-LISに共有を行う。

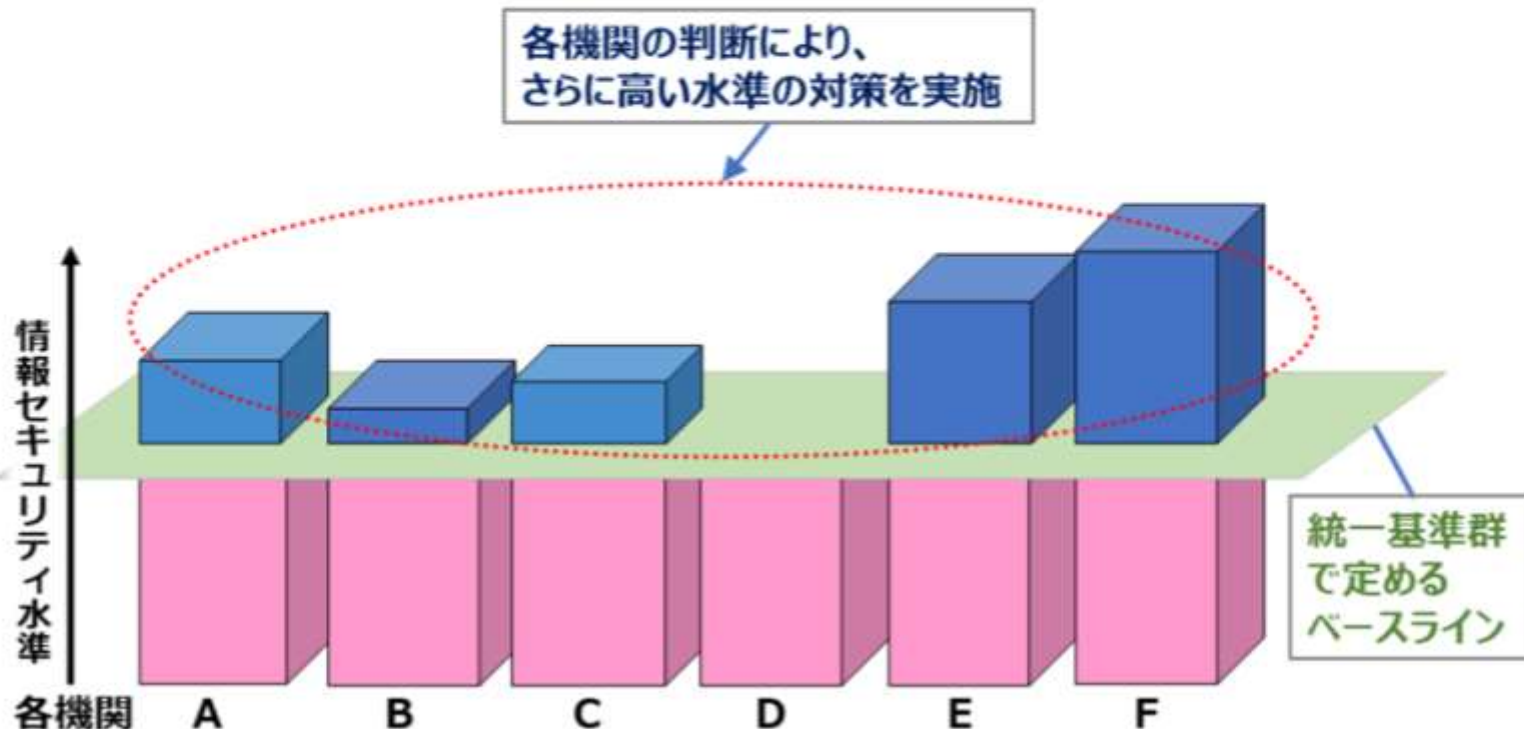


情報システムのセキュリティ確保（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群）

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」

サイバーセキュリティ戦略本部は、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号において、国の行政機関等のサイバーセキュリティに関する対策の基準を作成することとされています。これに基づき、令和5年7月4日、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(以下「統一基準群」という。)を決定しました。

統一基準群は、国の行政機関及び独立行政法人等(以下「政府機関等」という。)の情報セキュリティ水準を向上させるための統一的な枠組みであり、政府機関等の情報セキュリティのベースラインや、より高い水準の情報セキュリティを確保するための対策事項を規定しています。統一基準群の運用により、政府機関等それぞれの組織のPDCAサイクルや政府機関等全体のPDCAサイクルを適切に回し、政府機関等全体としての情報セキュリティの確保を図ります。



内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）ウェブサイトより抜粋
<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>